アグロ カネショウ株式会社

定　款

第１章　総　則

（商　号）

第１条　　当会社は、アグロ カネショウ株式会社と称し、英文では AGRO - KANESHO CO., LTD.と表示する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 農業薬品、医薬品、工業薬品、動物用医薬品、化粧品、肥料、飼料、包装資材及び農業用機械の製造売買及び輸出入並びに仲介業務

(2) 生鮮食料品、飲料、農産物の製造加工売買及び輸出入並びに仲介業務

(3) 前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）

第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

（公告方法）

第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、2,000 万株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　当会社の株主権行使の手続き、株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章　株主総会

（株主総会の招集）

第１２条　定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

（招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き取締役社長がこれを招集し議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１７条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の定員）

第１８条　当会社の取締役は９名以内とし、このうち監査等委員である取締役が４名以内、監査等委員である取締役を除いた取締役が５名以内とする。

（取締役の選任）

第１９条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

4　法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において、補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

5　前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議により短縮されない限り、当該選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（取締役の任期）

第２０条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。

3　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

4　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２１条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２２条　取締役会の招集は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは、取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は各取締役に対し会日の3日前までに発するものとす

る。但し、緊急の必要のあるときはこれを短縮することができる。

（取締役会決議の方法）

第２４条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

2　当会社は、会社法第３７０条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の権限）

第２５条　取締役会は、特に法令又は本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２６条　前条の規定にかかわらず、当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第２７条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２９条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意かつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

（相談役及び顧問の委嘱）

第３０条　取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。

第5章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第３１条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第３２条　監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し会日の３日前までに発するものとする。但し、緊急の必要のあるときはこれを短縮することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第３３条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会規程）

第３４条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章　計　算

（事業年度）

第３５条　当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第３６条　当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

（中間配当）

第３７条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第３８条　配当財産が金銭である場合は、支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

（附　則）

（監査役の責任免除に関する経過措置）

1．令和 3 年 3 月 24 日開催の第 62 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。

2．令和 3 年 3 月 24 日開催の第 62 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、なお従前の例による。

（改定履歴）

改定　平成　２年３月２９日付
改定　平成　３年３月２８日付
改定　平成　４年３月２５日付
改定　平成　６年３月３０日付
改定　平成１１年３月３０日付
改定　平成１２年３月２９日付
改定　平成１３年３月２８日付
改定　平成１４年３月２８日付
改定　平成１５年３月２７日付
改定　平成１６年３月３０日付
改定　平成１７年３月２９日付
改定　平成１８年９月　１日付
改定　平成１９年３月２８日付
改定　平成２１年３月２５日付
改定　平成２７年３月２６日付
改定　平成２８年３月２９日付
改定　令和　３年３月２４日付